


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年 1月10日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
徳島県県有林CO2吸収プロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	徳島県(トクシマケン)		
住所	徳島市万代町1丁目1番地		
代表者氏名	飯泉 嘉門	代表者役職	
担当者氏名	堤 祐治	担当者 所属部署・役職	林業振興課 主任
担当者 E-mail	tsutsumi_yuuji_1@pref.tokushima.lg.jp	担当者電話番号	088-621-2459
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	徳島県		
プロジェクト参加者名	海部森林組合 日和佐森林組合		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	徳島県(トクシマケン)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 ²	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>徳島県の県有林の歴史は明治 36 年までさかのぼる。 明治 30 年に森林法が施行され、保安林を中心とした森林についての伐採、開墾の規制が政府によってなされ、造林命令、造林代行に関する規制が設けられるなど、森林の整備に関する施策が講じられるようになった頃である。 このような動きを受け、徳島県では「県有模範林」を設置し、森林整備のあり方についての普及啓発等を行ったのが、県有林の歴史の始まりである。 以来、本県県有林は、県内の森林整備の模範となるべく、先導的な事業を実施してきたところである。 一方、現代において、社会から森林に求められる役割には、これまでの木材生産についての役割のほか、森林の公益的機能の発揮にウエイトを置いて期待される向きが多く、特に最近の動向としては、温室効果ガスの吸収材として、森林に大きな期待が寄せられている。 そこで本県では、このような時代の要請に対応するべく、森林施業計画に基づいた適切な間伐の実施による対象森林の健全性を確保するとともに、CO2吸収量の維持・増加を目的とした本プロジェクトに取り組むこととする。 なお、この取り組みにより取得・販売するオフセット・クレジットを活用し、県内森林の模範林として、森林資源の循環性、公益性を最大限に発揮する森林整備を実施していきたい。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>方法論 No.R001 ver4. 1を適用している。プロジェクト対象地は森林施業計画の認定を海陽町、牟岐町、美波町から受けており、森林法第 5 条に定めた森林である。この対象地は、非皆伐・長伐期施業で土地転用の計画はなく、プロジェクト期間内の主伐は計画されていない。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>プロジェクト対象地は森林・林業基本法、森林法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)に該当しており、すべて遵守している</p> <p>【採用技術】</p> <p>面積の測定はポケットコンパスと巻尺またはバーテックスを用いて計測し、樹高はバーテックスを用いて計測した。胸高直径は輪尺を用いて測定した。</p> <p>【モニタリング方法】</p> <p>モニタリングポイントは相川県有林4箇所、中山県有林2箇所、大井県有林1箇所を設置する。設置にあたってはモニタリング方法ガイドラインに則す。相川県有林はスギとヒノキ平均的な場所で各 2 箇所、中山県有林はスギ、ヒノキ各 1 箇所、大井県有林はヒノキ 1 箇所設定している。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>GHG 算定式方法論に準拠する。</p>

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

	<p>【モニタリング体制】 吸収量測定者からのデータを基に算定担当者がチェックを行い、その確認を担当課長補佐が実施する。それら一連のモニタリングの責任者は林業振興課長とする。 これらに加えて内部監査を森林企画担当課長補佐が実施する。</p> <p>【QA / QC 体制】 教育・訓練としてモニタリング手順書を作成し、講習会等には積極的に参加する。 情報管理として、データのバックアップを行い、電子媒体及び紙面で保存する。 内部監査は課内森林企画担当課長補佐とし、信頼性を確保する。 機器校正として、調査前にはキャリブレーションの実施を行う。</p>						
プロジェクト実施場所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 相川県有林 徳島県海部郡海陽町相川字笹無谷 58-2 中山県有林 徳島県海部郡海陽町櫛川字西敷 67-1 徳島県海部郡海陽町中山字居敷 45-4 大井県有林 徳島県海部郡海陽町大井字西谷 41 徳島県海部郡海陽町大井字大谷 50-1 玉笠県有林 徳島県海部郡海陽町小川字玉笠 86-47,-48,-60,-61,-62,-63,-64 牟岐県有林 徳島県海部郡牟岐町大字河内神子屋敷 1861-1 山河内県有林 徳島県海部郡美波町山河内字大越 100-5,101,101-2~5 徳島県海部郡美波町山河内字大越 102,102-2~5, 103,103-2~5						
<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積	179. 89ha						
プロジェクト期間	2010年 4月 1日 ~2013年 3月31日(3年0ヶ月)						
クレジット期間	2010年 4月 1日 ~2013年 3月31日						
プロジェクト計画開始 届提出日	2011年 9月30日						
妥当性確認終了日	2012年 1月10日						
想定削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2	0	0	783	1,243	1,299	3,324
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理 プロジェクト用) ver. 3.0						
適用方法論	方法論番号	R001 ver. 4.1					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止措置		
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)	印
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: <u>とくしま協働の森づくり事業</u></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">とくしま協働の森づくり事業の対象となる森林は、本プロジェクトの対象理由: <u>としなしたため、ダブルカウントは生じない。</u></p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>	

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以上